

◆◆◆ 令和6年度就学援助制度のお知らせ ◆◆◆

赤磐市教育委員会では、小中学校に就学されるお子さんが安心して学校生活を送ることができるよう、経済的理由により就学が困難なご家庭に対し、学校生活に必要な費用の一部を援助しています。

令和6年度に援助を希望される方は、このお知らせをご覧になり申請手続きを行ってください。(生活保護を受けている世帯を除く。) **就学援助は毎年申請が必要です。令和5年度に認定されていた方や、新入学学用品費の入学前支給を受けた方も、令和6年度就学援助を希望される場合は必ず申請手続きを行ってください。**

1 援助の対象者

* 赤磐市に住所が有るお子さん及び、赤磐市立の小中学校へ通われているお子さんの保護者で、収入が一定の基準以下であるなど、経済的理由で就学にお困りの方。

2 申請方法

申請期間 (期間厳守)	令和6年4月15日(月)～4月22日(月) 教育総務課受付時間 平日の8時30分から17時00分まで、 4月20日(土)、21日(日)は9時から13時まで 学校受付時間 平日の9時から16時まで
提出場所	赤磐市教育委員会教育総務課またはお子さんが在籍する赤磐市立の小中学校 ※4月20日(土)、21日(日)については、赤磐市教育委員会教育総務課のみで受付 兄弟姉妹が赤磐市立の小中学校両方に在籍する場合は、赤磐市立の中学校に提出してください。
提出方法	必ず保護者が直接提出してください。 児童生徒が持参した場合は受付できません。
必要なもの	①申請書及び添付書類→下記「3 世帯の状況と添付書類」を参照してください。 ②印鑑→訂正等がある場合に必要です。自署された保護者本人が提出する場合は不要です。

* 書類のコピーは一切いたしません。写しが必要な方はあらかじめコピーしてから提出してください。

3 世帯の状況と添付書類

世帯の状況	添付書類等
児童扶養手当の支給を受けている	児童扶養手当証書の写し
20歳以上の世帯員全員が 国民年金保険料の減免を受けている	原則、添付書類は不要 ただし、審査状況に応じて、国民年金保険料免除・納付猶予申請承認通知書の写しの提出をお願いすることがあります。
経済的な理由で学校への支払いが難しい	令和6年1月1日の住所が赤磐市の方 原則、添付書類は不要 ただし、所得が確認できない場合は申告をしていただく、または所得がわかる書類の提出をお願いすることがあります。
	令和6年1月1日の住所が他市町村の方 令和5年分の源泉徴収票の写し、確定申告書の写しなど令和5年中の所得がわかる書類
賃貸住宅に居住している(アパート、県営住宅等)	家賃、契約者がわかる書類(領収証や賃貸契約書の写し) 添付がない場合は家賃を支払っていないものとして審査します。

4 援助の内容

援助の種類	小学校	中学校
学用品費等	(1年) 年額 13,230 円以内 (2～6年) 年額 15,500 円以内	(1年) 年額 25,040 円以内 (2～3年) 年額 27,310 円以内
新入学児童生徒学用品費 (4月認定者のみ支給)	(1年) 年額 54,060 円以内 ※入学前支給を受けた方は支給されません。	(1年) 年額 63,000 円以内 ※入学前支給を受けた方は支給されません。
宿泊を伴う校外活動費 (実施日時点の認定者で参加者のみ支給)	(実施学年) 交通費・見学科 ※上限 3,690 円	(実施学年) 交通費・見学科 ※上限 6,210 円
修学旅行費 (実施日時点の認定者で参加者のみ支給)	(6年) 交通費・宿泊費・見学科等 ※上限あり	(3年) 交通費・宿泊費・見学科等 ※上限あり
学校給食費	1食あたり 240 円	1食あたり 272 円
卒業アルバム代等	(6年) 卒業アルバム代・卒業記念写真代の実費 ※上限 11,000 円	(3年) 卒業アルバム代・卒業記念写真代の実費 ※上限 8,800 円
医療費	学校病(むし歯、中耳炎など)が対象であり、受診の時に必要な「医療券」が学校から発行されます。医療券を持参し治療を行うと、医療機関での保護者負担額を補助します。ただし、他の助成制度とは併用できません。 ※子ども医療費給付制度を優先してご利用ください。	

*支給額については、令和6年度の予定額を記載しており、今後変更となる場合があります。

*年度途中の認定及び転出等の異動が生じた場合は、月割額を支給します。

*生活保護を受けている方は、修学旅行費、及び医療費のみが対象となります。

5 認定審査及び結果の通知

教育委員会で審査を行い、認定の可否について申請者(保護者)あてに、文書で通知いたします。

※申請にあたっての注意事項

- ① 教育委員会が審査のために住民基本台帳、所得課税状況等を調査することについての同意が必要です。
- ② **令和5年分の所得申告をされていない方は、認定できない場合があります。**必ず税務署又は市役所税務課で申告をお願いします。申請後、所得が確認できない場合は申告をしていただく、または所得が分かる書類の提出をお願いすることがあります。その要請に応じていただけない場合は、審査できないため認定できません。
- ③ 申請期間は厳守をお願いします。**申請期間を過ぎた場合は4月認定ができなくなります。**以降、申請は随時受け付けますが、認定となった場合の支給開始月は、申請日によって異なりますので、詳しくは赤磐市教育委員会にお問い合わせください。また、申請期間経過後は、赤磐市立の小中学校での受付はしていないので、赤磐市教育委員会へ提出してください。郵送による受付はいたしません。
- ④ 申請書に記入された振込先や世帯状況等に変更が生じた場合は必ず届出を行ってください。場合によっては再度申請をしていただく必要があります。
- ⑤ 就学援助費は、児童・生徒の学校での教育費の一部を補助するものであり、用途が逸脱しないようご注意ください。学校での教育費・給食費に未納がある場合は、校長は保護者に就学援助費一切の権限(請求、受領、執行、過誤払金の返納及び処理)を委任するよう求めることができますのでご了承ください。
- ⑥ 新型コロナウイルス等の感染拡大防止等により、市役所東庁舎が閉鎖している場合は、4月20日(土)及び21日(日)の赤磐市教育委員会教育総務課での受付はできませんので、あらかじめご了承ください。

◇ご不明な点がありましたら、次のところにお問い合わせください。

赤磐市教育委員会	教育総務課 (赤磐市役所東庁舎2階)	086-955-6807
	赤坂分室 (赤坂公民館内)	086-957-2211
	熊山分室 (熊山公民館内)	086-995-1360
	吉井分室 (吉井公民館内)	086-954-1379